

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

軽油取引税に係る特約業者の指定取消し

(税務課) 五六一<sup>ページ</sup>

### 公示

平成二十一年度財団法人都道府県会館災害共済事業等経営

状況

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

落札者等に関する公示

土地区画整理組合の解散認可

土地改良区の定款の変更認可

(管財課) 五六一

(環境生活政策課) 五六二

(同) 五六二

(林政課) 五六二

(街路公園課) 五六三

(下呂農林事務所) 五六三

## 告示

岐阜県告示第四百八十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油取引税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社丸岩	西尾 嘉郎	恵那市岩村町一五七四番地の二	平成三二・七・一

## 公示

平成二十一年度財団法人都道府県会館災害共済事業等経営状況

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人都道府県会館から平成二十一年度災害共済事業等経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 災害共済事業

- 1 共済基金分担金その他収入 二、二四八、六七〇、九二〇円
  - 2 災害共済金その他支出 八九八、一三九、八五七円
  - 3 期末正味財産 一三三、七五七、四八九、六三五円
- 二 機械損害共済事業
- 1 共済基金分担金その他収入 一、一一三、六九四、二二八円
  - 2 災害共済金その他支出 四七一、一三六、五七八円
  - 3 期末正味財産 七、三八七、二一〇、六五〇円

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年八月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ鶴酔倶楽部
- 三 代表者の氏名 井上 政男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長森吉町八〇一番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、日本の誇るべき文化としての芋焼酎の普及・活性化や休耕地・休耕地を活用した有機栽培によるなつま芋・米等の栽培に関する事業を行い、広く一般市民が豊かで文化的な生活ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あけぼの会
- 三 代表者の氏名 鶴飼 武彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大宝町一丁目五番地
- 五 定款に記載された目的 本法人は、精神障害者及びその家族の福祉向上のために、全ての人に対して、当事者の自立、社会復帰、環境の整備及び維持に関する事業を行い、精神障害者福祉の充実した明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県森林情報システム再開発及び運用保守委託業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成22年6月18日
- 4 落札者を決定した日 平成22年8月12日
- 5 落札者の氏名及び住所 大阪府大阪市浪速区敷津東1 2 47  
クボタシステム開発株式会社 営業本部  
取締役営業本部長 梶原 博通
- 6 落札金額 71,925,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
部局の名称 岐阜県林政部林政課森林調査担当  
所在地 岐阜県岐阜市藪田南2 1 1

土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、平成二十二年八月三十一日犀川堤外地土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
萩原小坂連合土地改良区	平成三二・八・一八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
小坂第一土地改良区	平成三二・八・一八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
小坂第二土地改良区	平成三二・八・一八

平成二十二年八月三十一日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター